

第2回 名寄市農業委員会総会（令和4年2月）会議録

日 時 令和4年2月28日（月）

午後1時25分 開始

午後1時57分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	名寄・智恵文地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1号	設定された権利の合意解約について	9件	承認
第4	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	22件	承認
第5	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第6	議案第4号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認

第2回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	18番 中村敏夫	

欠席 23番 南原政幸

第2回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年2月28日（月）午後1時25分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第2回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第2回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は23番 南原委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員26名の出席
です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますの
で、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、15
番 山上委員、17番 横田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、山上委員、横田委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」**を議題に供します。
それでは、**名寄・智恵文地区農地小委員会**の報告を求めます。

清水委員： 名寄・智恵文地区農地小委員会において協議した内容について報告申し上げます。
令和4年2月7日午後1時半より、風連庁舎2階 第2会議室において名寄・智恵文地区農
地小委員会に属する農業委員および会長、代理、事務局で開催いたしました。小委員会の
協議内容は、農地売買にかかわる利用調整についてです。今回、智恵文地区の農地あっせ
ん申出者が2名おり、それぞれ買受希望が複数の方からありました。1度地区で利用調整
を終了したのですが、地区より利用調整について異議があると連絡がありましたので、急
ではありますが小委員会を開催し、智恵文地区の担当農業委員さんより利用調整の場での
聞き取りを行いました。小委員会開催終了後に再度智恵文地区で協議していただき、利用
調整が終了し地区の合意となりました。以上、報告申し上げます。

議 長： 只今、名寄・智恵文地区農地小委員会の報告がありました。質疑はありますか。

議 長： 質疑がありませんので、報告第1号を終わります。

議 長： 日程第3、議案第1号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号43番から51番まで一括して説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号43番から51番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
番号43番から51番まで一括して承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番から51番まで一括して承認することに決定いたしました。

議 長： 日程第4、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
はじめに、売買の審査を行います。番号39番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号39番について説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

高橋委員： はい。

議 長： 高橋委員。

高橋委員： 5番 高橋です。番号39番について説明いたします。地図の7ページをお開きください。中央付近に道道美深名寄線という道路があり、そこを下の方にいくと、し尿処理場という場所があります。その下の方の土地が、今回の売買になった土地です。この土地についてのは、令和4年1月21日午後1時半から当庁舎の1階で行いました。立ち会いは私と竹部委員に出席していただきました。この土地については、約10年ほど前に砂利を採取した圃場であり、田に復田するにはコストがかかるということで、地域の単価から見ても安い金額になりました。畑の方は地域の単価と一緒にです。

議 長： 只今、高橋委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号39番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号39番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、番号40番から43番までの審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号40番から43番について読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号40番から43番について説明いたします。本件は2月8日風連庁舎で私、沼田委員、又村委員、事務局であっせん委員会を開催しています。

番号40番の所在地は、地図の8ページをご覧ください。中央下の方に、基線と黄色いマーカーがあり、その左上の29線基線が所在地となります。価格につきましては、田が12万5千円と畑が1万円となりましたが、この農地は泥炭地で、肥培管理が悪く排水不良、畑については小面積のためこのような単価となりました。両者合意の上での成立となっています。

番号41番の所在は、先ほどのページの中央、国道40号の黄色のマーカーがある“国”の左上、26線東2号が所在地となります。この農地は泥炭地で、肥培管理も非常に悪く排水不良のため、10a当たり9万円。両者合意の上での成立となっています。

番号42番の所在地は、中央に国道40号と黄色のマーカーがある“国”の左上、26線東1号と2号の中間点が所在地になります。この農地は畦畔を撤去しているため、10a当たり17万円と畑が2万円で、両者合意の上での成立となっています。

番号43番の所在は、中央に国道40号と黄色のマーカーがある“40”と“号”の間の28線東2号が所在地になります。この農地は泥炭地で、自己で圃場整備を行ったため、10a当たり11万円。両者合意の上でのあっせんの成立となっています。問題のない案件かと思いますが、よろしく願いいたします。

議 長： 只今、番号40番から43番まで菅原委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号40番から43番まで原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番から43番まで原案のとおり決定いたしました。続いて、**番号44番、45番**の審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号44番、45番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。あっせん44番と45番について説明いたします。所在については、地図の9ページ。右下の方に黄色いマーカーで南4番通とありますが、南4番通から下の方、御料11線に入って線が1本ありますが、その辺りが45番の案件の場所です。そのまま11線という文字の方向に進んで、行き止まりを御料10線の方に入ったところが44番の所在地となります。2月4日に風連庁舎において私、横田委員、林委員、事務局立ち会いのもと、あっせん委員会を開催しています。1月17日に、〇〇さんより所有している畑を売りたいということで申し出があり、1月28日までの締め切りで地区に連絡したところ4名の希望者がいました。

そのなかで44番の案件については、隣接地に水田があり優先度が高いということで44番については〇〇さん。45番については、隣接している方が2名いまして、そのうち〇

○さんが耕作している農地の面積が4名の中で1番少なく、適切だろうということで優先順位1位になりました。価格については、44番45番とも堤防地のいい土地であり、共に徐礫もされていますが、45番については1部徐礫がされていない場所がありまして、44番は8万円、45番は7万5千円ということで、両者合意のもとであっせん成立となりました。問題のない案件かと思いますが、審議のほどをよろしくお願いします。

議 長： 只今、番号44番、45番について飯村委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号44番、45番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号44番、45番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。**番号62番から68番**までの審査を行います。一括して事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号62番から68番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号62番から68番まで原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号62番から68番まで、原案のとおり決定いたしました。続いて番号69番の審査は、村中代理が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩といたします。(13:40)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:40)
それでは**番号69番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号69番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

村上委員： はい。

議 長： 村上委員。

村上委員： 9番 村上です。○○さんと○○○○さんの賃貸ですけれども、地図7ページをお開きください。国道239号線というのがマーカーで示されていますが、その下に3線というマーカーがあります。そのちょうど国道側に、現在基盤整備が終わって第3貯水池がありまして、その下の畑になります。以前○○さんは○○との賃貸をしていましたが、それは解約

となり〇〇さんとの賃貸となりました。よろしくお願ひします。

議 長： 只今、番号69番について村上委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号69番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号69番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩とします。村中委員、席移動をお願いします。(13:43)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:43)
続いて、**番号70番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号70番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号70番について説明いたします。所在ですが7ページ、砺波というマーカーのところから10線道路、瑞穂に入る道路があります。40号から瑞穂の方に入って800mくらいに有利里川と10線道路が交差をしていますけれども、この交差している南側の土地の川を挟んで東側と西側の土地になります。賃貸の更新ということですので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 只今、番号70番について中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号70番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号70番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、**番号71番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号71番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。71番の案件を説明させていただきます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸ですが、まず所在地につきましては6ページの真ん中あたりに南5号という黄色いマーカーがあると思いますが、その下の方に紅葉川という川があるんですが、“川”の字の

辺りです。〇〇さんは高齢で多くの面積は耕作できないということで、隣接の〇〇〇さんに賃貸をするということです。単価については3千円です。問題のない案件だと思いますが、よろしくご審議お願いします。

議 長： 只今、番号71番について飯塚委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号71番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号71番は原案のとおり決定いたしました。
続いて番号72番の審査ですが、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので本件終了まで退席を願います。暫時休憩とします。(13:46)

議 長： 議事を再開いたします。(13:46)
番号72番、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号72番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。番号72番についてご説明いたします。こちらの案件は、昨年の6月の総会で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの賃貸があった土地なのですが、その賃貸の時に1部もれていたところがあるということで、その部分の追加の賃貸という案件になります。何ら問題のない案件と思いますが、よろしく願いいたします。

議 長： 只今、番号72番について越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号72番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号72番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩いたします。飯塚委員、着席をお願いします。(13:48)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:48)
続いて、**番号73番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号73番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。73番についてご説明いたします。この土地は昨年まで〇〇さんが賃貸し、法人となった〇〇〇〇〇〇さんに引き継ぐ賃貸の更新であり、何ら問題ない案件かと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 只今、番号73番について住田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号73番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号73番は原案のとおり決定いたしました。続いて番号74番の審査は、飯村委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席を願ひます。(13:49)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:50)
番号74番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号74番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号74番について説明します。所在地は地図の9ページをご覧ください。右側の方に黄色いマーカーで本通と書かれたところの、右側付近が所在地になります。〇〇さんが高齢で、農業経営が困難なことから、今回隣接している〇〇さんが賃貸するものです。両者合意の上で新規の賃貸契約を結ぶものであり、問題のない案件と思えますが、よろしくご審議お願ひいたします。

議 長： 只今、番号74番について横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号74番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号74番は原案のとおり決定いたしました。暫時休憩いたします。飯村委員、着席をお願いいたします。(13:52)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:52)
次に、**使用貸借**の審査を行います。

番号18番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号18番を読み上げ説明する。)

議長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

竹部委員： はい。

議長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。18番について説明いたします。この件は基本的には、賃貸の期間終了に伴う更新となっておりますが、〇〇さんと〇〇さんはすごく近い親戚関係にありまして、今回の更新を機に今までの賃貸から使用貸借に変えるということです。問題ない案件と思いますが、皆様の審議よろしく願いいたします。

議長： 只今、番号18番について竹部委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議長： ご意見がないようですので、番号18番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号18番は原案のとおり決定いたしました。続いて、番号19番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号19番を読み上げ説明する。)

議長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

越委員： はい。

議長： 越委員。

越委員： 25番 越です。番号19番について説明いたします。この案件は、〇〇〇さんと有限会社〇〇〇〇〇〇さんの使用貸借の更新という案件です。何ら問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議長： 只今、番号19番について越委員より意見がありました。ほかにご意見はございませんか。

議長： ご意見がないようですので、番号19番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号19番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第5、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号36番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。36番について説明申し上げます。これは〇〇〇さんの宅地も含めて、宅地周りの既存畑を、隣接地を耕作している〇〇〇〇さんへ贈与するというものです。残地の処分ということで、何ら問題ない案件ということを申し上げます。

議 長： 只今、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第3号 番号36番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号15番について説明いたします。まず本件の所在ですが地図の8ページで、真ん中付近に22線と黄色のマーカーがありまして、その“2”のところが存在地となります。本件は、農業用倉庫の建設による永久転用となっています。皆様の審議をよろしくお願いします。

議 長： 只今、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第4号 番号10番について許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第4号 番号10番は許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第2回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後1時57分 閉会)

【公告：令和4年2月28日 番号20番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____